

平成 29 年 5 月 12 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 2 ～ 4 号機運転差止訴訟の期日開催について

本日 14 時から、佐賀地方裁判所において、標記訴訟の第 21 回口頭弁論が行われました。

標記訴訟は、玄海原子力発電所 2 ～ 4 号機の運転の差止を求めて、第 1 次（平成23年12月27日及び平成24年 1 月18日）から第 2 次（平成27年10月30日）にわたり提訴されたものです。

当社は、原告が主張するような、重大な事故の具体的危険性は無いため、原告の請求の棄却を求めています。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上